

平成28年1月14日

答申第654号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKの財務諸表について「数理計算上の差異等の過少計上や未払消費税等の過大計上が過去3か年度において発生している」として、「①年金数理計算上の差異が誤謬に該当しないとする根拠、②当該注記や過年度損益修正が不要と判断した根拠」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、情報提供として、「ご指摘のような数理計算上の差異の虚偽計上や訂正の事実はない」としたうえで、NHKでは、退職給付会計導入時よりデータ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とし、貸借対照表日の退職給付債務等を算出しており、算出された数理計算上の差異については当年度の注記に記載するとともに一定の年数で費用処理していること、未払消費税については決算時において算出した納付消費税から当該年度に支払った中間納付額を差し引いた額を未払消費税額として計上していることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず、開示することができない。

なお、NHKでは、数理計算上の差異のうち、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異等については当該年度末に認識している。一方、数理計算に用いた見積もり数値と実績との差異の金額については翌年度になってから認識しており、いずれも発生年度の翌年度から費用処理を行っている。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第675号諮問、審議、答申